

うとする場合は、臨床経過、聴力検査、平衡機能検査の結果等を付して申請すること。

- 5-2 上記5-1の者のうち、十分な観察期間を経て経過良好であって、病態等が進行しないと認められるものについては、国土交通大臣の指示により、以後指定医で適合とすることを許可される。

1 1-2 平衡機能

1. 身体検査基準

平衡機能障害がないこと。

2. 不適合状態

- 2-1 めまい症及びその既往歴のあるもの
- 2-2 内耳及び中枢に起因する平衡機能障害及びその既往歴のあるもの
- 2-3 動揺病
- 2-4 病的眼振

3. 検査方法及び検査上の注意

- 3-1 眼振検査は、視診により正中と4方向（右、左、上、下）について行うこと。
- 3-2 自発眼振及び頭位眼振検査

3-1の視診において眼振が疑われた場合に行う。

[実施方法] 自発・注視眼振検査及びフレンツェル眼鏡下で頭位眼振検査を行う。

[判定基準] 眼振が認められる場合は、不適合とする。

- 3-3 平衡機能障害が疑われる場合には、付録1-2に掲げる検査のうちから必要に応じて行い、評価すること。
- 3-4 動揺病は、平衡機能障害のあるもの及び心理的影響によっても生ずる「空酔い」の重大なものを指しており、注意深く問診すること。

4. 評価上の注意

- 4-1 不適合状態が疑われる場合には、耳鼻咽喉科医による精査を実施すること。
- 4-2 めまい症の既往歴のあるもの又は内耳及び中枢に起因する平衡機能障害の既往歴のあるもののうち、単回の発作で基礎疾患がなく、症状が消失して眼振検査及び平衡機能検査で異常を認めないことが確認されれば、適合とする。

5. 備考

- 5-1 上記2. 不適合状態の者が国土交通大臣の判定を受けようとする場合は、眼振検査（フレンツェル眼鏡使用又は赤外線CCDカメラ下）、偏倚検査（付録1-3のいずれか）、電気眼振計による検査（ENG）結果等を付して申請すること。
- 5-2 上記5-1の者のうち、十分な観察期間を経て経過良好であって、病態等が進行しないと認められるものについては、国土交通大臣の指示により、以後指定医で適合とすることを許可される。